

茨城工業高等専門学校公開講座規則

〔平成 9 年 4 月 1 日
制 定〕

(目的)

第 1 条 この規則は、茨城工業高等専門学校学則第 45 条第 2 項の規定に基づき、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）が行う公開講座に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(講座)

第 2 条 本校が開設する公開講座は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般講座 一般の市民（中学生又は小学生を含む。）を主たる対象とする講座
- (2) 専門講座 現職の技術者等を主たる対象とする講座

2 公の機関から委嘱を受けたときは、前項に掲げる以外の公開講座を開設することができる。

(開設)

第 3 条 公開講座は、運営会議の議を経て開設する。

(受講資格)

第 4 条 公開講座の受講資格は、校長が別に定める。

(開設時期及び場所)

第 5 条 公開講座は、授業に支障のない時期に開設する。

2 公開講座は、本校の施設を使用して行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(講師)

第 6 条 公開講座の講師は、本校の職員とする。ただし、必要がある場合は、校外の学識経験者を講師とすることができる。

(修了証書)

第 7 条 公開講座において所定の課程を修了した者には、修了証書を授与することができる。

(講習料)

第 8 条 公開講座の講習料（以下「講習料」という。）の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（以下「規則」という。）に定める額とする。

- 2 講習料は、受講の申請を許可された時に納付しなければならない。
- 3 既納の講習料は、これを還付しない。
- 4 第 2 条第 2 項の規定に基づく公開講座を開設する場合の講習料については、第 1 項を適用しない。

(事務)

第 9 条 公開講座に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。